

別紙

特定排出水の化学的酸素要求量に関する汚染状態、特定排出水の量その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項の計測方法及び計測場所

1 特定排出水等の化学的酸素要求量に関する汚染状態及びその量の計測方法

計 測 場 所			
計 測 方 法			
汚 染 状 態 又 は 量 の 区 分		汚 染 状 態	量
計測場所における特定排水等の状況	種 類		
	通 常 の 値	mg/l	m ³ /日
計 測 法 区 分			
自 動 計 測 器 等 の 種 類 ・ 形 式			
換 算 式			
知事の定める要件の適用項目			
計 測 回 数			
設 置 等 の 予 定	着 工 (予定) 年月日	年 月 日	年 月 日
	完 成 (予定) 年月日	年 月 日	年 月 日
	試運転開始(予定)年月日	年 月 日	年 月 日
	使用開始(予定)年月日	年 月 日	年 月 日
備 考			

添付資料

- (1) 試料の採取及び試料の計測場所並びにこれらを表わす図面等
- | | | |
|-----------------|-----|-------|
| ア 用水及び排水の系統図 | 添付第 | 図のとおり |
| イ 配置図 | 添付第 | 図のとおり |
| ウ 採取場所及び計測場所形状図 | 添付第 | 図のとおり |
- (2) 差し引き方式により測定する場合
告示（昭和54年環境庁告示第20号。以下同じ。）第1、第2及び第3の計測方法により計測することが困難である根拠及び、差し引き方式が適当である根拠
- | | | |
|--|----|------|
| | 別添 | のとおり |
|--|----|------|
- (3) 汚染状態を告示別記1の(2)の計測法により計測する場合
（日平均排水量400㎡以上の指定地域内事業場に限る。）
告示別記1の(1)の計測法によることが適当でない根拠
- | | | |
|--|----|------|
| | 別添 | のとおり |
|--|----|------|
- (4) 汚染状態を告示別記1の(3)又は(4)の計測法により計測する場合
（日平均排水量400㎡以上の指定地域内事業場に限る。）
告示別記1の(1)又は(2)の計測法によることが困難である根拠
- | | | |
|--|----|------|
| | 別添 | のとおり |
|--|----|------|
- (5) 汚染状況を告示別記1の(1)又は(4)の計測法により計測する場合
換算式及び換算式が成立する根拠
- | | | |
|--|----|------|
| | 別添 | のとおり |
|--|----|------|
- (6) 量の計測を告示別記2の(3)の計測法により計測する場合
（日平均排水量400㎡以上の指定地域内事業場に限る。）
告示別記2の(1)又は(2)の計測法によることが困難である根拠
- | | | |
|--|----|------|
| | 別添 | のとおり |
|--|----|------|
- (7) 用水の量を計測し特定排水等の量を計算することにより特定排水等の量を計測する場合
- | | | |
|-----------------------------|----|------|
| ア 直接に特定排水等の量を計測することが困難である根拠 | 別添 | のとおり |
| イ 換算式及び換算式が成立する根拠 | 別添 | のとおり |
- (8) 原則の測定回数によることができない場合
原則の測定回数によることが困難である根拠
- | | | |
|--|----|------|
| | 別添 | のとおり |
|--|----|------|
- (9) 計測器等の選定根拠
- | | | |
|--|----|------|
| | 別添 | のとおり |
|--|----|------|

2 特定排水等の化学的酸素要求量に係る1日当りの汚濁負荷量の算定方法

計測場所			
算定に用いる算式			
算定方法			
汚染状態 の計測	計測器の種類		
	換算式		
	計測回数		
量の計測	計測器の種類		
	換算式		
	計測回数		
特定排水の汚染状態（通常）		mg/l	mg/l
特定排水の量（通常）		m ³ /日	m ³ /日
特定排水の汚濁負荷量		kg/日	kg/日
汚濁負荷量の全体に占める割合		%	%
排出される排水口名			
1日の周期			
備考			

3 その他汚濁負荷量の測定について参考となるべき事項

資 本 金	万円	操業開始年月日	年 月 日
常時使用する 従業員数	人	年間操業日数	日
1日の排水時間	時 ~ 時	1日の操業時間	時 ~ 時
排出水の量	m ³ /日	担当部課係名	
特定排出水の量	m ³ /日	担当者名	
特定排水以外 の排出水の量	m ³ /日	電話番号	
その他			

測定手法届出書 別紙 記載要領

項 目	記 載 内 容 等	記 載 例
1の表		
計測場所	計測場所を示す地点記号を記載する。 添付する図面にその記号で計測地点を示すこと。 2地点以上の計測点により負荷量を測定する場合（差し引き方式、量を用 水から計測する場合等）は枝番を付す。	A、B ₁ 、B ₂
計測方法	計測方法を文章で記載する。	特定排出水を直接計測する。 差し引き方式により計測する。
計測場所における排水等の状況		
1 種類	計測点における水の種類を記載する。	特定排出水、用水、排水、 特定排出水以外の排水
2 通常値	届出の通常の汚染状態及び水量を記載する。	
計測法区分	計測法として用いる昭和54年環境庁 告示第20号（以下「告示」という。） の別記1及び2の計測法を記載する。	
1 汚染状態		別記1の(1)、別記1の(2)、..
2 量		別記2の(1)、別記2の(2)、..
自動計測器等の 種類・形式	機器の名称及び型式並びに製造会社 名を記載する。	
1 汚染状態	手分析で計測する場合は「指定計測法」と 記載し、分析機関名を備考欄に記載する。	
2 量	別記2の(3)により計測する場合は具 体的に方法を記載する。	直角三角せき、水道メーター
換算式		
1 汚染状態	別記1の(1)又は(4)により計測する 場合に記載する。	$Y = \bigcirc \cdot X + \square$
2 量	用水により計測する場合に記載する。	〃
知事の定める要 件の適用項目	原則の計測方法以外の方法で計測す る場合には昭和55年山口県告示第644 号（以下「計測告示」という。）の該 当項番号を記載する。	計測告示1の3項
計測回数	計測場所ごとに計測回数を記載する。	毎日、1回／7日、1回／14日

項 目	記 載 内 容 等	記 載 例
1の添付資料		
(1) 図面等	自動計測器の場合はカタログを添付する。	
(5)及び(7)イの換算式及び換算式が成立する根拠	換算式を求めた次の資料をまとめて添付する。換算式、自動計測器等の種類、型式、指定計測法による分析機関名、データシート、散布図、回帰直線、管理図	
(9)計測器等の選定根拠	告示別記1の(1)及び別記2の(1)又は(2)により計測する場合に添付する。	
その他	各根拠は詳細に記載し添付する。	
2の表		
計測場所	1の表と同じ。ただし、2箇所以上測定場所がある場合は最初に合計を記載する。	
算定に用いる算式		$L_o = C_o \cdot Q_o \times 10^{-3}$ ○印に各計測場所の記号を付す
算定方法	汚濁負荷量を算出する方法を記載する。	負荷量演算器、手計算
特定排出水の汚染状態	計測場所における特定排水（排水等を計測している場合でも特定排水のみについての値とする。以下同じ。）の届出通常値を記載する。	
特定排出水の量	計測場所における特定排水の通常量を記載する。	
特定排出水の汚濁負荷量	届出通常汚濁負荷量を記載する。	
汚濁負荷量の全体に占める割合	計測場所における特定排水の汚濁負荷量が全特定排水の汚濁負荷量に占める割合を百分率で小数点第1位まで記載する。	
排出される排水口名	計測場所下流の排水口Noを記載する。	
1日の周期	汚濁負荷量を算定する場合の1日を定め、その時間を記載する。計測場所が複数の場合は合計の欄のみ記載する。	
その他	計測回数が毎日以外の場合は計測の日を定め、又、1日の計測（採取）の時刻を定めて備考欄に記載する。	毎週水曜日、毎月15日（休日の場合は翌日）。8時、12時、16時に採水、1時間ごと。